

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
①奥村組土木興業株式会社	大阪府大阪市港区三先 1-1 1-1 8	1-003671
②大有建設株式会社	愛知県名古屋市中区金山 5-1 4-2	1-001618
③東京舗装工業株式会社	東京都千代田区外神田 2-4-4	1-002890
④福田道路株式会社	新潟県新潟市中央区川岸町 1-5 3-1	1-000638
⑤鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽 1-7-2 7	1-002400 5-001122
⑥世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園 2-9-3	1-001962

2 指名停止措置期間

1に掲げる者のうち、①から④ 平成28年10月26日～平成29年 4月25日 (6か月間)

1に掲げる者のうち、⑤及び⑥ 平成28年10月26日～平成29年 1月25日 (3か月間)

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

1に掲げる者は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者であったが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除命令を受けた。

5 指名停止理由

1に掲げる者は、公正取引委員会から独占禁止法3条の違反業者とされており、「常陸太田市建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成2年3月30日付け告示第21号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第6号に該当すると認められる。

なお、1に掲げる者のうち、⑤及び⑥の業者については、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、指名停止措置要領第4条第3項を適用して2分の1の指名停止期間に短縮する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から6か月以上12か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

茨城県常陸太田市金井町3690

電話 0294-72-3111